

農業委員会 だより

第12号

令和5年10月

編集
農業委員会だより広報委員会
発行
別海町農業委員会
TEL 0153-74-9853
FAX 0153-79-6045



目次

会長就任のあいさつ	2
退任された農業委員の紹介	2
第25期別海町農業委員の紹介	3
令和4年度農業委員・農業委員会職員永年勤続者表彰受賞	4
令和5年度北海道選出国會議員への要請活動	4
農地を耕作目的以外に使用する場合は、原則、農地法の許可が必要です	5
農地の売買・贈与・賃貸等をしたとき、お近くの農業委員へ相談を	5
事務局体制	5
令和4年度活動報告	6
農家のための農業者年金	6
編集後記	6



会長就任のあいさつ

別海町農業委員会 会長 信夫重勝

農業委員会会長の就任にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

皆様方には、日頃より農業委員会の活動にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年7月20日、町長から第25期農業委員27名に辞令が交付され、引き続き開催しました第1回総会において、会長という大役を拝命し、大変身の引き締まる思いとともに責任の重大さを感じております。

農業を取り巻く情勢は、依然として厳しい状況が続いておりますが、これまでの経験

を活かし新たな決意と情熱をもって農業の維持、発展のために専心努力する所存でございます。

さて、昨今の農業情勢は、農業従事者の高齢化や担い手・後継者不足による離農・休農の加速化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大やロシアのウクライナ侵攻等を起因とした原油・肥料・飼料価格など農業経営に必要な生産資材価格の高騰や高止まりにより、農業経営が非常に厳しい状況が続いております。

また、本年4月1日に農業経営基盤強化促進法の一部

改正が施行され、これまでの「人・農地プラン」が「地域計画」に名称変更されるとともに、法定化されました。

農業委員会は、この地域計画の策定にあたり、10年後の農用地等を筆単位で地図に表示した目標地図の素案作成を求められており、農業者、町やJAなど関係機関と十分な連携をし、目標地図の素案作成に取り組んでまいります。

今後とも別海町の農業を次世代に繋げるため、農業委員一同、心を一つにして難題に取り組んでまいりますので、皆様方のさらなるご支援とご協力をお願いいたします。

退任された農業委員の紹介

令和5年7月19日、任期満了に伴い勇退された農業委員のみなさま、長い間大変ありがとうございました。

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ○小野 榮一さん 7期(会長) | ○加藤 和広さん 6期(上春別推進委員長) |
| ○浦山 宏一さん 5期(上春別推進委員) | ○内藤 宏幸さん 3期(中春別推進委員) |
| ○藤井 実さん 2期(別海推進委員) | ○林 武雄さん 2期(別海推進委員) |
| ○山崎 茂さん 2期(別海推進委員) | ○中村 繁男さん 1期(西春別推進委員) |
| ○竹花 新吉さん 1期(西春別推進委員) | ○中洞 薫さん 1期(上春別推進委員) |

第25期 別海町農業委員の紹介

別海町農業委員は、本年7月20日に辞令交付式を開催し、引き続き第1回別海町農業委員会総会において、信夫会長及び加藤会長代理が委員の互選により決定しました。

また、農地等の利用の最適化を推進するため農業委員会内に、4つの地区の推進委員会を設置しており、推進委員長及び副推進委員長を総会における互選により決定しました。

農業委員27名の任期は、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間です。

※推進委員は、議席番号順、カッコ内数字は期数、敬称略

別海推進委員会



別海
推進委員長
山田 良雄 (6)



上風連
副推進委員長
小島 敏 (3)



別海
推進委員・広報副委員長
加藤 祐介 (1)



別海
推進委員
阿部 浩 (3)



別海
推進委員
押田 賢二 (3)



中西別
推進委員
藤田 浩義 (2)



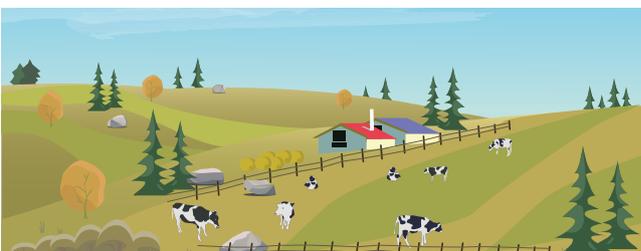
上風連
推進委員
石田 昌樹 (1)



中西別
推進委員
斎藤 春雄 (1)



別海
推進委員
豊島 千秋 (1)



中春別推進委員会



豊原
推進委員長
芳賀 均 (6)



美原
副推進委員長
畠山 友子 (3)



中春別
推進委員
石森 裕治 (1)



中春別
推進委員・広報委員
猿谷 忠義 (1)



豊原
推進委員
伊藤 一吉 (2)



美原
会長代理・推進委員・広報委員長
加藤 真純 (8)

西春別推進委員会



西春別
推進委員長
大内 敏光 (5)



泉川
副推進委員長
木幡 誠 (8)



西春別
推進委員
佐々木 實 (1)



泉川
推進委員・広報委員
竹花 智子 (1)



西春別
推進委員
市川 義晴 (5)



西春別駅前
推進委員
及川 哲夫 (5)

上春別推進委員会



上春別
推進委員長
羽石 健一 (4)



大成
副推進委員長
石毛 剛 (3)



上春別
推進委員・広報委員
岸本 正明 (1)



上春別
推進委員
目黒 英夫 (1)



大成
推進委員
岡崎 知暢 (1)



本別
会長・推進委員
信夫 重勝 (6)

令和4年度農業委員・農業委員会職員永年勤続者表彰受賞

令和5年3月15日に農業委員1名、事務局職員2名が(一社)北海道農業会議会長表彰の永年勤続者表彰を受賞しました。

この表彰は、永年にわたり農業委員として、農地関係法の適正な事務と地域農業の振興に努め、北海道農業の発展に寄与した者、農業委員会職員として、多年勤務し、農業委員会の運営に寄与した者に対して表彰されるものです。

(基準日：令和5年2月1日)

氏名	区分	役職	在任期間(通算)
加藤和広	農業委員	前上春別推進委員長	17年7か月
内山宏	職員	前事務局長	9年0か月
山下真弘	職員	前農地調整担当主査	7年9か月

令和5年度 北海道選出国會議員への要請活動

5月29日から30日にかけて、令和5年度全国農業委員会会長大会に合わせて、根室地方農業委員会連合会独自の「令和6年度農業政策・予算に関する要請活動」を行いました。

また、4年ぶりに北海道選出国會議員要請集會も開催され、(一社)北海道農業会議から「令和6年度農業政策・予算に関する要望書」の概要説明後、北海道選出国會議員23名からあいさつがありました。

根室地方農業委員会連合会要請内容は、下記のとおりです。

(要請先) 伊東良孝衆議院議員、鈴木貴子衆議院議員、鈴木宗男参議院議員

(要請内容)

- ・農家負担の軽減を図る生産資材高騰対策について
- ・新型コロナウイルス感染症の影響緩和について
- ・国際交渉における基本的な姿勢と国内対策の着実な実施について
- ・農業生産基盤の強化について
- ・新規就農者対策について
- ・農地所有適格法人・コントラクターの設立・育成支援対策の創設について
- ・北海道の実態に即した担い手への農地集積支援対策等の構築について
- ・農業者年金制度における政策支援対象者の拡大について
- ・鳥獣被害対策の拡充・強化について
- ・地理情報共通管理システムの管理・運営に係る財源措置について



要請集會



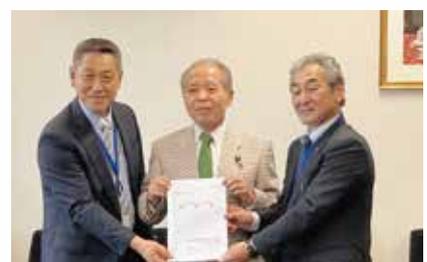
会長大会



伊東良孝衆議院議員要請



鈴木貴子衆議院議員要請



鈴木宗男参議院議員要請

農地を耕作目的以外に使用する場合は、 原則、**農地法の許可**が必要です

以下に当てはまるときは、まず、**農業委員会に相談しましょう**

- 農地に牛舎や農機具格納庫など農業経営に関わる施設を整備しようとするとき
- 農地に、住宅を建てようとするとき 等々

農地に牛舎を建築するので、農地法の手続きについて相談しにきたよ



農地は国民のための限られた資源であり、農業生産基盤を守るために農地法があります。

農地を利用される方は、農地法も守っていきましょう。

農地法に違反すると、罰則(3年以下の懲役または300万円以下の罰金・法人の場合は、1億円以下の罰金)が科せられる場合があります。

農地の売買・贈与・賃借等をしたとき、お近くの農業委員へ相談を!

◆農地を買いたい・売りたい・農地を借りたい・貸したいときには、まずはお近くの農業委員に相談ください。

①農地の売買、贈与、賃借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。

この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

②農地の売買、賃借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もありますので、詳細については農業委員会までお問い合わせください。

(農地の売買に農地法3条の許可が不要で、売った際に係る譲渡所得について、特別控除があるなどメリットがあります。)

事務局体制

事務局長

総務担当 2名 ☎0153-74-9853 (直通)
農業委員会総会に関する事、農業者年金に関する事 等

農地調整担当 4名 ☎0153-74-9852 (直通)

農地の権利移転、転用に関する事、農地中間管理事業に関する事、農地所有適格法人に関する事 等

令和4年度活動報告

農業委員会における主な活動は毎月1回開催される農業委員会総会の他に①地区推進委員会による農地の有効利用の推進②地域農業振興対策の推進③担い手の育成対策の推進④農業者年金対策の推進⑤情報活動の推進などの活動がありますが、令和4年度における農業委員会総会の開催内容は主に以下のとおりとなっております。

区 分	件 数	内 容
農地法第3条許可申請	62件	農地及び採草放牧地の権利移動
農地法第4条許可申請	11件	農地の転用
農地法第5条許可申請	15件	転用のための権利移動
農地法第18条	34件	農地または採草放牧地の賃貸借の解除等
農用地利用集積計画	181件	農業経営基盤強化基本構想に基づく農用地の集積
現況証明	34件	農地または採草放牧地か否かの証明
その他の証明	54件	営農証明等

農家のための農業者年金 農業者年金で将来に安心を!

農業者年金の6つのポイント

- 1 **農業者なら広く加入できます** (年間60日以上農業に従事、国民年金の第1号被保険者で、20歳以上60歳未満の方)
- 2 **積立方式・確定拠出型**で少子高齢時代に強い年金
- 3 保険料は、月額2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円)から6万7千円の間で自由に決められる
- 4 終身年金。80歳前に亡くられた場合は、死亡一時金がある
- 5 税制面で優遇措置がある。
- 6 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある



農業者年金の3つのメリット

1 女性に優しい

○奥様も単独で入れます。 ○女性農業者の長い老後をしっかりとサポートします。
○女性農業者の老後の安心は自分で確保 ○家族経営協定で保険料の国庫補助も

2 若年層には手厚い政策支援(保険料補助)

国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、

○39歳までに加入 ○農業所得が900万円以下
○認定農業者で青色申告者等

を満たせば受けられます。



全国農業新聞を購読しよう!

3 税制面で大きな優遇

○支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。

..... 詳しくは、農業委員会事務局若しくは各JAへお問い合わせください。

編集後記



広報委員長
加藤 真 純

7月から新しいメンバーでの別海町農業委員会活動がスタートしました。今回の改選では、11名の委員が新任されました。3年間一緒に頑張ってきたと思います。また、退任された方々、大変ご苦労様でした。そして今後ともご協力を賜りたいと思います。

先日、ホクレンの速報で乳価の値上げのお知らせがありました。来年のクミカン年度で112.93円となるようです。濃厚飼料をはじめとする経費の値上がり分には届かないと思いますが、現状よりは良い方向に向いてきたのだと思います。もう少しの辛抱で明るい未来がやってくることに期待して頑張っていきましょう。